

福岡県

自分らしい生活に向けて

県、市町村、精神科病院、障がい福祉サービス事業者等の関係者により構成された「精神障害者自立支援関係機関会議」を県内(政令市は除く)9保健所毎に開催し、市町村、精神科病院、障がい福サービス事業者等支援関係機関との連携強化等の取組を平成22年度から実施している。

平成28年度から精神障がいのある人の地域定着を推進するため、①支援関係機関による処遇プラン(クライシスプラン)による支援②こころの健康手帳(地域連携パス)による支援を行っている。

平成30年度には「精神障がいのある人の退院後支援に関する福岡県事務処理要領」を作成し、計画に沿った退院後支援を行っている。

1 県又は政令市の基礎情報

福岡県



取組内容

- ・精神障がい者社会復帰促進事業
- ・精神障がい者地域定着推進事業
- ・精神障がい者訪問指導体制強化事業
- ・精神障がい者に対する偏見・誤解の是正を図る講演会の開催

基本情報（都道府県等情報）

| | | | |
|---|-----------------------|--------|----------|
| 障害保健福祉圏域数（R4年7月時点） | 13 | か所 | |
| 市町村数（R4年7月時点） | 58 | 市町村 | |
| 人口（R4年6月時点） | 2,563,253 | 人 | |
| 精神科病院の数（R4年4月時点） | 61 | 病院 | |
| 精神科病床数（R4年4月時点） | 12,732 | 床 | |
| 入院精神障害者数 （R3年6月時点） | 合計 | 16,707 | 人 |
| | 3か月未満（％：構成割合） | 3,307 | 人 |
| | | 19.8 | ％ |
| | 3か月以上1年未満 （％：構成割合） | 2,902 | 人 |
| | | 17.4 | ％ |
| | 1年以上（％：構成割合） | 10,498 | 人 |
| | 62.8 | ％ | |
| | うち65歳未満 | 5,452 | 人 |
| | うち65歳以上 | 11,253 | 人 |
| 退院率（H29年6月時点） | 入院後3か月時点 | 59.0 | ％ |
| | 入院後6か月時点 | 77.0 | ％ |
| | 入院後1年時点 | 86.0 | ％ |
| 相談支援事業所数 （R4年7月時点 ※基幹相談支援センター数はH31年4月時点） | 基幹相談支援センター数 | 31 | か所 |
| | 一般相談支援事業所数 | 281 | か所 |
| | 特定相談支援事業所数 | 613 | か所 |
| 保健所数（R4年7月時点） | 10 | か所 | |
| （自立支援）協議会の開催頻度（R3年度） | （自立支援）協議会の開催頻度 | 1 | 回／年 |
| | 精神領域に関する議論を行う部会の有無 | 有・無 | |
| 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況（R4年7月時点） | 都道府県 | 有・無 | 1 |
| | 障害保健福祉圏域 | 有・無 | ／ |
| | 市町村 | 有・無 | ／ |
| | | | か所／障害圏域数 |
| | | | か所／市町村数 |

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

- 病状悪化時の対応方法を記載した処遇プラン（クライシスプラン）を支援関係機関で共有し、地域で生活する精神障がい者の再入院防止や入院期間の短縮を図る。
- 精神障がい者が安心して自分らしい暮らしをすることができるように、自分の希望や支援してもらいたい内容を記入したところの健康手帳（地域連携パス）を障害者本人が所持し、支援関係機関に提示することで、支援を受けたい時に希望に沿った支援を行うことができる仕組みをつくる。
- 措置入院となった精神障がい者が、退院後にどこの地域で生活することになっても、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等のために必要な医療等の包括的な支援を継続的かつ確実に受けられるようにすることで、地域でその人らしい生活を安心して送れるようにすることを目的として、「精神障がいのある方の退院後支援に関する福岡県事務処理要領」に基づく支援を行う。

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

事業の実施

- (1) 精神障害者社会復帰促進事業（精神障害者自立支援関係機関会議の開催 9か所）
 - ① 地域移行・地域定着の推進に向けた体制の構築
 - ② 地域における地域移行・地域定着の推進に係る課題の抽出と解決
 - ③ 社会資源の情報提供及び開拓
 - ④ 地域移行等に係る支援体制の強化
 - ⑤ 自立支援協議会（市町村の福祉担当課）との連携強化
 - ⑥ 精神科病院と地域関係機関との連携強化
- (2) 精神障害者地域定着推進事業
 - ① 処遇プラン策定の推進（R3年度実績：7プラン）
 - ② 処遇プラン事例集の作成（H28年度）
 - ③ こころの健康手帳の作成（H28年度）
 - ④ こころの健康手帳作成の推進（R3年度実績：2例）
- (3) 精神障害者訪問指導体制強化事業（R3年度実績：訪問件数1件）
- (4) 精神障害者に対する偏見・誤解の是正を図る講習会の開催
（R3年度実績：219名参加）
- (5) 「精神障がいのある方の退院後支援に関する福岡県事務処理要領」に基づく支援
（R3年4月～R4年3月実績：計画作成件数51件）

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

＜令和3年度までの成果・効果＞

| 課題解決の達成度を測る指標 | 目標値 (R2年度当初) | 実績値 (R3年度末) | 具体的な成果・効果 |
|---------------------------------|-----------------|----------------|---|
| ①支援地域協議会(代表者会議)の開催 | 1 | 1 | 全県1区として、県、市町村、医療機関、障がい者団体等で協議を行うことで、県域全体の現状や課題の把握を行うことができた。 |
| ②精神障がい者地域定着推進事業(処遇プラン)の取組み促進 | 25 | 7 | 病状悪化時に関係機関が連携してスムーズに対応できた。 |
| ③精神障がい者地域定着推進事業(こころの健康手帳)の取組み促進 | 10 | 2 | 関係機関が連携し、本人に意向に沿った支援を行うことができた。 |
| ④精神障がいを正しく理解する講演会の開催 | 1 | 1 | 精神障がいを正しい理解の普及を図ることができた。 |

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

【特徴(強み)】

1. 県が実施する自立支援関係機関会議において支援関係機関と連携し、地域特性に応じた活動を展開している
2. 個々の措置入院者に応じた退院後の支援体制を構築している

| 課題 | 課題解決に向けた取組方針 | 課題・方針に対する役割(取組) | |
|-------------------------------------|--|-----------------|---|
| 1. 長期入院の精神障がいのある人の地域移行が十分に進んでいない | ・精神疾患への正しい理解の普及を図る | 行政 | 精神障がいを正しく理解する講演会の開催 |
| | | 医療 | |
| | | 福祉 | |
| | | その他関係機関・住民等 | |
| 2. 地域移行について、保健所、市町村、精神科病院との連携が十分でない | ・関係機関が連携した見守り体制の普及を進める ・関係機関が精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築における役割を認識できるよう、研修会やチェックリストを用いたヒアリングを実施する | 行政 | ・処遇プラン、こころの健康手帳の取組の推進 ・研修会、市町村ヒアリングの実施 |
| | | 医療 | |
| | | 福祉 | |
| | | その他関係機関・住民等 | |

| 課題解決の達成度を測る指標 | 現状値 (今年度当初) | 目標値 (令和4年度末) | 見込んでいる成果・効果 |
|-------------------|----------------|-----------------|---|
| ①市町村、医療機関向け研修会の実施 | 1 | 1 | 関係機関が精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築における役割を認識できる |
| ②市町村ヒアリングの結果報告 | 0 | 58 | 市町村ごとの現状・課題の共有 |

※指標設定が困難な場合は、代替指標や定性的な文言でも構いません。

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の取組スケジュール

| 時期(月) | 実施する項目 | 実施する内容 |
|---------------|--------------------|---|
| R4年4月～ | 精神障がい者地域 定着推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者地域定着推進事業(処遇プラン、こころの健康手帳)の研修会等の開催(9か所) ・精神障がい者地域定着推進事業の取組状況のとりまとめ及び課題の抽出 |
| R4年4月～ 12月 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ピアサポーターの活用に向けた検討 ・各市町村の課題解決に向けた保健所との協議 |
| R4年10月～ | 精神障がい者地域 定着推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する市町村、医療機関向け研修会の実施 |

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度特別に考える必要がある事項について

| 考えられる事項 | 想定される時期 (方向性判断の必要性が 考えられる時期) | 実施する内容 |
|-------------------------------------|------------------------------------|-------------------------|
| 新型コロナウイルス感染拡大防止のために会議・研修等の開催が困難となる。 | 会議・研修等の開催時期の1か月程度前。 | 状況に応じてWeb会議及び書面での開催を検討。 |